

香芝市道路占用料に関する条例及び香芝市都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年12月20日

香芝市長 福岡 憲 宏

香芝市条例第24号

香芝市道路占用料に関する条例及び香芝市都市公園条例の一部を改正する条例

(香芝市道路占用料に関する条例の一部改正)

第1条 香芝市道路占用料に関する条例(昭和31年条例第30号)の一部を次のように改正する。

別表中「1,020円」を「990円」に、「1,570円」を「1,520円」に、「2,120円」を「2,060円」に、「970円」を「940円」に、「1,520円」を「1,470円」に、「2,060円」を「2,000円」に、「330円」を「320円」に、「9円」を「8円」に、「910円」を「880円」に、「540円」を「530円」に、「1,830円」を「1,770円」に、「450円」を「440円」に、「2,720円」を「2,610円」に、「38円」を「37円」に、「54円」を「53円」に、「82円」を「79円」に、「160円」を「150円」に、「380円」を「370円」に、「1,090円」を「1,060円」に、「18円」を「17円」に、「550円」を「530円」に、「0.0

05」を「0.004」に、

Aに0.008を 乗じて得た額
Aに0.01を 乗じて得た額

を

Aに0.006を 乗じて得た額
Aに0.007を 乗じて得た額

に

、「1,360円」を「1,300円」に、「810円」を「780円」に、「27円」を「26円」に、「270円」を「260円」に、「680円

Aに0.014を 乗じて得た額
Aに0.01を 乗じて得た額
Aに0.014を 乗じて得た額
Aに0.023を

」を「650円」に、「180円」を「170円」に、

乗じて得た額
Aに0.033を 乗じて得た額
Aに0.033を 乗じて得た額
Aに0.033を 乗じて得た額

を
「

Aに0.012を 乗じて得た額
Aに0.009を 乗じて得た額
Aに0.012を 乗じて得た額
Aに0.022を 乗じて得た額
Aに0.031を 乗じて得た額
Aに0.025を 乗じて得た額
Aに0.025を 乗じて得た額

」
に改める。

(香芝市都市公園条例の一部改正)

第2条 香芝市都市公園条例(昭和52年条例第14号)の一部を次のように改正する。

別表第2中「1,520円」を「1,460円」に、「2,340円」を「2,250円」に、「3,150円」を「3,030円」に、「1,440円」を「1,380円」に、「2,260円」を「2,170円」に、「3,070円」を「2,960円」に、「490円」を「470円」に、「8円」を「7円」に、「1,360円」を「1,300円」に、「810円」を「780円」に、「2,720円」を「2,610円」に、「160円」を「150円」に、「320円」を「310円」に、「1,630円」を

「1,570円」に、「680円」を「650円」に、「270円」を「260円」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。